

# 地域で協働して作成する推奨薬リスト (地域フォーミュラリ) について

令和 8 年 5 月 2 1 日  
山梨県福祉保健部衛生薬務課

## 地域フォーミュラリに関するガイドライン

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）においてフォーミュラリの活用が盛り込まれたことを受けて、令和4年度厚生労働科学特別研究事業において、後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラリガイドラインを策定し、令和5年7月7日付けで都道府県あてに周知。

### ● 地域フォーミュラリの定義

「地域フォーミュラリ」とは、「地域の医師、薬剤師などの医療従事者とその関係団体の協働により、有効性、安全性に加えて、経済性なども含めて総合的な観点から最適であると判断された医薬品が収載されている地域における医薬品集及びその使用方針」。

### ● 地域フォーミュラリの目的

良質な薬物療法の提供を目的とし、最新の科学的なエビデンスに基づき、医学的・薬学的観点のほか経済性等も踏まえて、地域における関係者の協働の下で作成・運用。

### ● 地域フォーミュラリの作成と運用

医療機関の医師及び薬剤師、薬局の薬剤師等地域医療を担う関係者からなる組織を設置し、地域の医師会や薬剤師会等の関係団体の協力を得ながら、関係者の協働と合議の下で、契約関係などの利益相反の開示を含め透明性を確保し作成・運用すべき。また、地域の医療情報を反映させかつ実効性を高めるために行政機関や保険者などの関与も可能な限り検討すること。

### ● 地域フォーミュラリの導入と運用

地域の医療機関、薬局のほか、医師会、薬剤師会等の関係団体、行政等の関係機関への周知や説明会開催など、地域の医療機関・薬局が理解して活用できるよう、丁寧に説明を行う必要。導入により、医薬品の使用に制限が生じるものではなく、例えばに治療を始めている患者に投薬中の医薬品を継続することで差し支えない。また、作成後も最新の情報に基づき適時適切に更新する必要。

### ● 地域フォーミュラリ導入の効果・影響の評価

導入により薬物療法の質に与える効果や影響、薬剤費の適正化を定量的に評価することが望ましいことから、評価のための指標やその情報収集・分析のための計画も合わせて設定することを考慮。

# 地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）とは

R8.3.30付け厚労省通知「地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）について」別添2一部改変

「地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）」は・・・

- ①良質な薬物療法の提供を目的とし、**地域における医療関係者の合意の下**で作成・運用。
- ②有効性、安全性に加えて、経済性なども含めて**総合的な観点**から医薬品を選定。

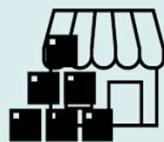
- ※ あくまで推奨薬であり、**医師の処方**を制限するものではない。
- ※ **原則は有効成分単位で選定**し、合理的な理由がある場合に特定の銘柄を選定。
- ※ 1薬効群に対する**推奨薬は1に限定する必要はなく**、複数を選定したり、一定条件を付けたオプションとして選定したりすることも可能。

保険者

患者  
データ



処方の標準化により  
病診連携が円滑に。



在庫管理を効率的に。



災害時も含む、  
供給不安に強い  
提供体制に。



住民の  
自己負担軽減に。

## 地域フォーミュラの作成状況（令和7年5月調査）

R8.3.30付け厚労省通知「地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラ）について」別添2

- 全都道府県に対して、地域フォーミュラの参加主体や医薬品の種類等の実態調査を令和7年5月に行い、同年9月に厚労省HPにて公表した。
- 全国での策定件数は18件（策定中のものも含む。）、一都道府県内の複数地域で策定されている例もあり、1件以上策定している都道府県数は12府県であった（※）。具体的な調査結果は以下の通り。
  - （※）具体的には、山形県、茨城県（2件）、埼玉県、神奈川県（2件）、石川県（策定中）、長野県、愛知県（2件）、大阪府（3件）、兵庫県、和歌山県（策定中）、広島県（2件）、沖縄県。
  - （※）上記数字は都道府県が把握しているものに限られており、例えば市町村のみが把握しているものなどは含まれないことから、過小な結果となっている可能性がある。

### 参加主体

策定に参加する主体としては薬剤師会、その次に医師会が多かった。また、その中で中心的役割を果たす主体についても同様の傾向が見られた。

|       |     |
|-------|-----|
| 医師会   | 13件 |
| 歯科医師会 | 12件 |
| 薬剤師会  | 15件 |
| 医療機関  | 9件  |
| その他   | 11件 |

### 策定に係る検討の場

策定に係る検討の場としては新規に立ち上げたものが一番多く、次に後発医薬品使用促進協議会などの既存の協議会を活用したものが多かった。

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 新規立ち上げ          | 12件 |
| 後発医薬品使用促進協議会を活用 | 1件  |
| その他既存の協議会を活用    | 4件  |
| その他             | 1件  |

### 対象となる医薬品の種類

都道府県が把握している17件の中では、プロトンポンプ阻害剤（12件）が最も多く、HMG-CoA還元酵素阻害薬（11件）、アンギオテンシンⅡ受容体拮抗薬（9件）が続いた。

## 都道府県の皆様への御依頼事項

R8.3.30付け厚労省通知「地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）について」別添2

住民・患者に新たな負担を求めることなく、医療費を適正化し、より良い医療を提供する観点から、医務・薬務担当、国民健康保険担当、医療費適正化担当など庁内関係部局と連携の上、御対応ください。

### 依頼事項

#### ◆ 「地域フォーミュラリ策定に向けて検討する場」の設置

1. 令和8年度内（令和8年4月～令和9年3月）に、都道府県単位で地域フォーミュラリの策定に向けて検討する場を設けていただきますよう、お願いいたします（P16参照。※1）。
2. この場を通じて、後発医薬品の成分別使用割合や具体的な薬効群の成分リスト（※2）、保険者から提供される診療データ、各医療圏の事情、地域三師会の御意見などを踏まえて、地域フォーミュラリ策定要否の検討や候補地域の探索を行っていただきますようお願いいたします。

#### ◆ 地域フォーミュラリの策定支援

1. 地域フォーミュラリ策定を希望する地域において地域フォーミュラリ策定・運営が進められるよう、当該地域の状況に応じて、策定・運営補助や財政支援などを行っていただきますようお願いいたします。

【例】 策定準備を行う会議体に参画する当該地域の三師会や有識者への説明同席  
国保ヘルスアップ事業・後発医薬品安心使用促進事業等を活用したモデル事業の委託

#### ◆ 地域フォーミュラリに関する普及啓発活動

1. 住民・医療関係者向けの周知広報や説明会・セミナー等開催などを御検討ください。（※1）
2. なお、厚生労働省において、医療関係者・行政職員を対象とした研修会を開催予定です（令和8年夏頃を予定）。

※1 三師会（都道府県医師会・歯科医師会・薬剤師会）等への御説明や説明会・セミナーなどにおいて厚生労働省職員が御説明することも可能でございますので、御希望ございましたら御連絡ください。なお、公務状況などにより御希望通りとならない場合もございます点、御承知おきください。また、今後有識者による説明・個別相談も実施予定でございますため、ぜひ御活用ください（詳細は後日御連絡いたします。）。

※2 今後、厚生労働省より提供予定。

## 「地域フォーミュラリ策定に向けてを検討する場」について

R8.3.30付け厚労省通知「地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）について」別添2

※ 必ずしも新たに会議体を設置・開催する必要はなく、後発医薬品安心使用促進協議会や保険者協議会など既存の会議体において、地域フォーミュラリ策定に向けた検討を議題として取り扱う形でも問題ございません。

### ① 参加者

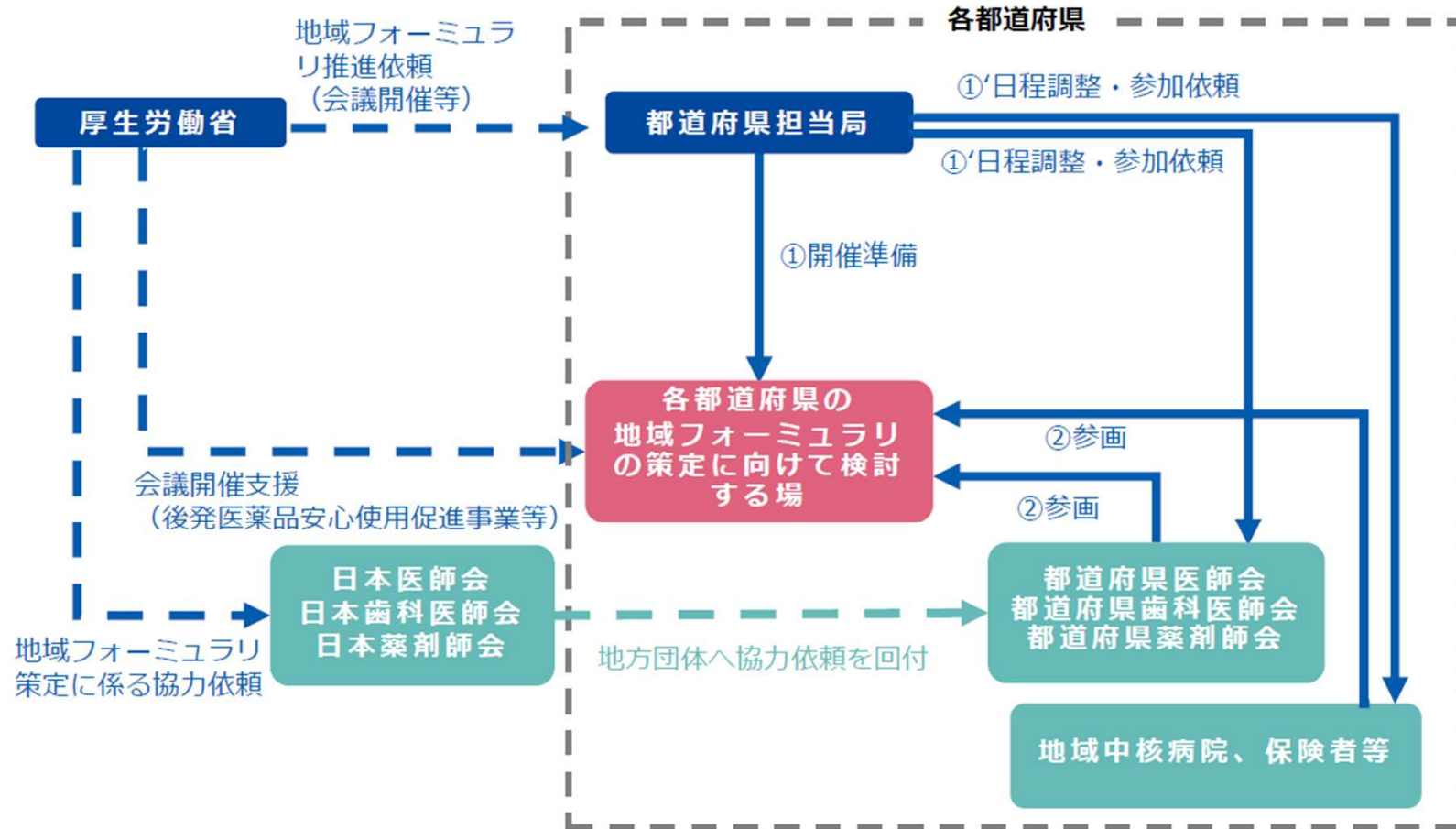
- ✓ 都道府県（医務・薬務担当、国民健康保険担当、医療費適正化担当等）のほか、都道府県医師会・都道府県薬剤師会に参加を依頼する。
- ✓ 都道府県歯科医師会や県内の中核病院・薬局など地域の医療関係者、関係市町村、保険者、診療に関する学識経験者等にも参加を依頼することが望ましい。
- ✓ 既存の会議体で行う場合には、オブザーバーなどの形で参画することも可能。

### ② 検討内容（例）

- ✓ 都道府県の薬剤費・都道府県／地区別の後発医薬品利用率など、都道府県内の地域医療状況の共有（実数のみならず、全都道府県における位置づけなども合わせて共有することが望ましい。）
- ✓ 地域フォーミュラリの意義・効果や、他地域で策定された地域フォーミュラリなどの紹介（その際、最新の薬剤事情の知見を有する管内の大学病院関係者や、地域フォーミュラリ策定経験者・所管行政庁職員を招いたヒアリングなども考えられる。）
- ✓ 地域フォーミュラリ策定要否の検討、策定可能な候補地域の探索（その際、各候補地域の市町村のみならず、当該候補地域の三師会など医療関係者の意見を十分に聴取し、参考とすること。）

# 「地域フォーミュラリ策定に向けて検討する場」への参画

R8.3.30付け厚労省通知「地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）について」別添2



## 都道府県医師会・歯科医師会・薬剤師会の皆様への御協力をお願い

R8.3.30付け厚労省通知「地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）について」別添2

各都道府県医師会・歯科医師会・薬剤師会の皆様におかれましては、以下の事項に御協力いただきますようお願いいたします。

### 御協力をお願いしたい事項

※ 各都道府県へ地域フォーミュラリの推進を御依頼しておりますため、各都道府県と御連携賜りますようお願いいたします。

#### ◆ 「地域フォーミュラリ策定に向けて検討する場」への参画

1. 都道府県から「地域フォーミュラリ策定に向けて検討する場」への参画依頼があった際に、当該場に参画いただきますようお願いいたします。
2. 地域フォーミュラリ策定の候補地域を探索する際には、各地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会への御連携、特に地域フォーミュラリ策定を検討いただける地区医師会・歯科医師会・薬剤師会に対して御協力をいただけますと幸いです。

#### ◆ 地域フォーミュラリに関する普及啓発活動

1. 各都道府県が行う医療関係者向けの周知広報に御協力いただくとともに、各都道府県主催の説明会・セミナー等について貴会会員へ御周知いただきますようお願いいたします。